

## 研究ノート

## 英語と日本語のメディア言説を読み解くための仮説演繹法

平 柳 行 雄  
(大阪人間科学大学)

## 1 はじめに

仮説形成的とは、ハーバード&セリンガー（2004）によれば、外国語学習のある局面についてのパターンや関係を見出したり、記述したり、また、データを収集したり、研究対象の現象についての仮説を生み出すことである。従って、仮説形成的とは、帰納的、即ち個々の事実から一般的な傾向を読み取って仮説をたてることである。筆者は、この仮説形成とその1つの論理展開と考えられる仮説演繹法の重要性を英作文のクラスで痛感した。まず、その英作文練習における日本文とその英文の2例を次に記す。

(1) 次の日本文の英語訳をクラスで学生に求めたところ、ある学生が(a)の英文を書いた。何故、その英文が誤りであるかを説明する必要があった。

日本文：「夫は妻に無理やり自分の歌を聞かせた。」

ある学生の英訳：(a) My husband forced me to listen to his song.

模範解答：(b) The husband forced his wife to listen to his song.

(a)の英文自体は文法的には誤りはない。しかしながら、日本文の英訳として誤りである。何故なら、「夫という日本語は、男性配偶者を指示する時に用いるから、この単語の英訳は、“my husband”であるが正しい」と仮説形成すると、この日本文の目的語は「妻」ではなく「私」になり、矛盾が生じる。従って、この形成された仮説を否定して、“my husband”が主語にはならないと結論づけられる。これは仮説演繹法である。

(2) 次の日本文の英語訳の模範解答として次の英文が掲載されていたが、日本文も英文も仮説形成的に誤りであることを指摘することが出来る（平柳、2009）。

日本文：「彼女は陪審(jury)に自分の無実を納得させられなかった。」

模範とされている解答：She failed to convince the jury of her innocence.

この英文の誤りは次の2点である。この日本文は、彼女自身が被告であることを指摘している。「主語は“she”であるべき」という仮説が正しいなら、「陪審を法廷審理で納得させるのは被告となる」。しかしながら、「陪審を法廷審理で納得させるのは、被告ではなく被告弁護人である」が真実である。従って、下線部の仮説が正しくない結論づけられる。これも仮説演繹法である。第二の誤りは、陪審が評議で事実認定できるのは“guilty”か“not guilty”という判断であって、“innocent”ではない。この論証は、本稿の3.2.1.を参照されたい。従って、この日本文の英訳の一案は、次のようになる。“Her defense attorney failed to convince the jury of her being not guilty.”

本稿では、上記の仮説演繹法を利用して、①「無罪」と“innocent”のスキーマの違い、②日米の大臣・長官就任の必要条件としての“confirmation”の有無、③アメリカ大統領選挙結果の読み違いという点で、メディア報道の不的確さを指摘することに重点をおきたい。ゼックミスタ & ジョンソン（2007）によれば、スキーマとは、かなり複雑で一般

的な概念についての知識構造と定義され、その役割は、膨大な情報の中から必要なものを選択し、それを体制化（意味づけしてまとめること）し、単純化することで、一貫性のあるものに変換することとしている。

## 2 仮説演繹法

山下（2006）は、仮説演繹法を次のように定義している。

これこれの仮説が真なら、その仮説から演繹された結果も真である。

仮説から演繹された結果は真でない（何故なら、その結果は観察や観測のデータと一致しないから）。

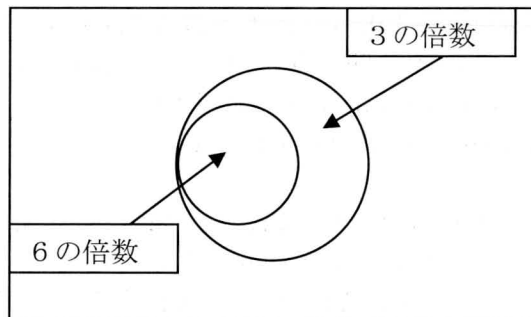
∴いまの仮説は真でない。

戸田山（2003）は、仮説演繹法には、次の二条件が必要と述べている。

（1）正しいと主張したい仮説と同程度にわかっていることを説明してくれる対立仮説が退けられている。

（2）正しいと主張している仮説を確認する。

仮説演繹法の妥当性検証のために、必要十分条件と対偶を説明する。まず、必要十分条件からである。「6の倍数であれば必ず3の倍数であるが、3の倍数であっても必ずしも6の倍数でない」は真である。これを、次のように表現することが出来る。3の倍数は6の倍数の必要条件であるが、6の倍数は3の倍数の十分条件である。下記のヴェン図で確認したい。この2つの集合をヴェン図で表すと下図のようになる。大きな円が3の倍数で、小さな円が6の倍数をあらわす。ヴェン図とは、長方形の中に、重なりあっている2つの集合を2つの円で描いたもので、ジョン・ヴェンの論理学の名前から由来している。



次に、必要十分条件を使って、順・逆・裏・対偶とその例を説明する。

順：「AであればBである」 6の倍数であれば、3の倍数である。

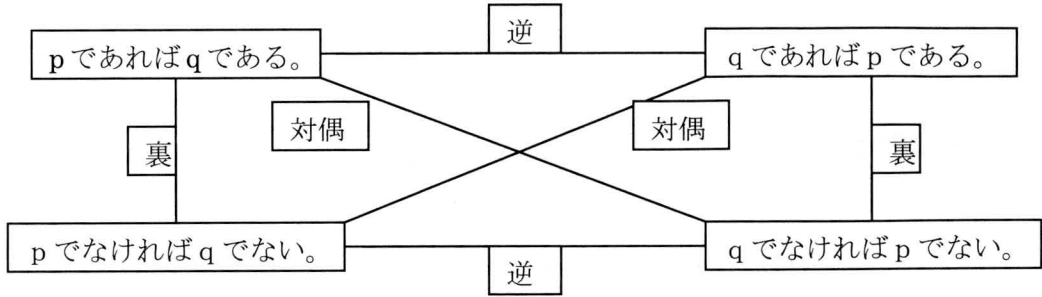
（「AがBであるための十分条件であり、BはAであるための必要条件」と言う。）

逆：「BであればAである」 3の倍数であれば6の倍数である。

裏：「AでなければBでない」 6の倍数でなければ、3の倍数でない。

対偶：「BでなければAでない」 3の倍数でなければ、6の倍数でない。

順が真であれば、形式的妥当性（逆と裏は偽であり、対偶は真）をあてはめられる。形式妥当性は、十分条件を満たしている場合当てはまる。上記の順命題（6の倍数であれば必ず3の倍数である）は十分条件を満たしている（「Aであれば必ずBである」と言い得る）。平尾（2005）によれば、命題とは、真偽を決定できる文である。順、逆、裏、対偶を図示すれば、次のようになる。



### 3. 仮説演繹法を使ったメディア言説分析

#### 3.1. テキストにおける語彙の含意

この仮説演繹法により、[Sample 1] と [Sample 2] (前者は英字新聞から、後者は『12人の怒れる男』から引用)、さらに [Sample 3] と [Sample 4] (2つとも英字新聞からの引用)の2つ組み合わせを使って、死刑執行方法と執行責任者の日米の違いを説明する。

[Sample 1]

M. S., 55, O's court-appointed defense attorney for his appeal at the high court, tried in earnest to help the defendant avoid the noose by having him speak in court about his strong commitment to start his life over.

[Sample 2]

No.3 (Standing up angrily) : What do you mean? There are no secrets in here! I know who it was. (He turns to No.5) What's the matter with you? You come in here and you vote guilty and then this slick preacher starts to tear your heart out with stories about a poor little kid who just couldn't help becoming a murderer. So you change your vote. If that isn't the most sickening ---  
No.5 stares at No.3, frightened at this outburst.

Foreman: Now hold it.

No.3 : Hold it? We're trying to put a guilty man into the chair where he belongs—and all of a sudden we're paying attention to fairy tales.

もともと、このサンプルの下線部“noose”は「縄目」であり、“chair”は「いす」という意味であるが、この文脈では、どちらも「死刑」を示唆する。仮説形成的に、これらの言葉の意味を推測できる。それぞれの意味を「縄目」「いす」とすれば、「---法廷審理で彼に意見を述べさせて、縄目を避ける---」と「---有罪の男を、この行為にふさわしいいすにおくる」となり、コンテキストは意味をなさず、矛盾する。そこで、辞書で他の意味を確かめて、「絞首刑」と「電気いす刑」と解釈する。仮説演繹法である。2008年10月5日読売新聞によれば、「米国では、1980年代になって電気いすやガス室での執行から薬物注射による執行に変わったとされ、日本では残酷でないという理由で絞首刑を実施している」ことがこの仮説の正しさの確認となる。

[Sample 3]

Convicted killer Stanley “Tookie” Williams, the Crips gang cofounder whose case stirred a national debate about capital punishment and the possibility of redemption, was executed Tuesday morning. ---- On Monday, California Gov.

Arnold Schwarzenegger denied Williams' request for clemency, suggesting that his supposed change of heart was not genuine because he had not shown any real remorse for the countless killings committed by the Crips.

「アメリカでは、連邦政府が死刑執行を決断できる権限を持つ」が真であると仮説形成すれば、「死刑執行の最高責任者（死刑執行に最終的なサインをする人物）は、連邦政府の責任者である」が結論になる。しかしながら、カリフォルニア州の死刑執行に最終的なサインをしたのは、その州知事（州の最高責任者）であった。つまり、仮説形成された結論は真実と異なる。従って、この仮説は偽であったことになる。次の [Sample 4] は、ニューメキシコ州のリチャードソン知事の発言であるが、[Sample 4] の下線部の発言で各州の代表者である州知事が死刑執行の権限をもつことが真実であると確認される。

[Sample 4]

“Throughout my adult life, I have been a firm believer in the death penalty as a just punishment—in very rare instance, and only for the most heinous crimes, I still believe that” Richardson, a Democrat, said. “The issue became more real to me because I knew the day would come when one of two things might happen: I would either have to take action on legislation to repeal the death penalty, or more daunting, I might have to sign someone's death warrant.”

### 3.2. 的確さを欠く英語と日本語のメディア言説に関する分析

#### 3.2.1 「無罪」と “innocent” の違い

[Sample 5]

The conference room is where deliberations are held to decide whether a person is innocent or guilty --- and if guilty, the length of the sentence.

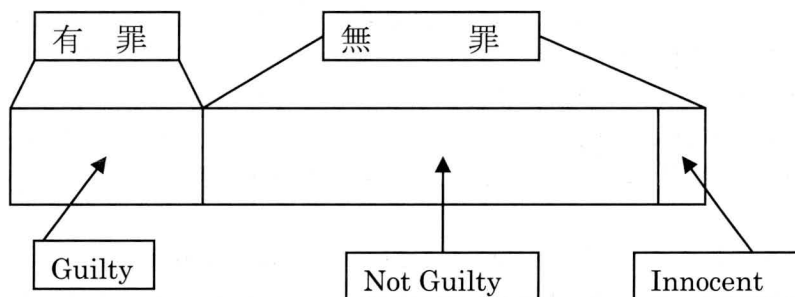
日本では、2009年5月21日から裁判員制度がスタートする。その準備に追われているという英文記事の一部である。評議で、“innocent”か“not guilty”を決定すると述べている。この“innocent”は、“not guilty”とすべきである。何故なら、読売新聞の司法新時代(2)と(3)によれば、裁判員制度では「疑わしきは罰せず」という原則に基づき、「合理的な疑い」を超える証拠がない限り有罪(guilty)とならず、即ち無罪となり、英語の“guilty”と矛盾関係にある用語は“not guilty”であり、“innocent”ではないからである。“Innocent”と“not guilty”を区別する材料として、次の新聞記事を取り扱う。

[Sample 6]

The acquittal of all 12 defendants in a case at the Kagoshima District Court on Friday, and ----, has highlighted the lingering tendency of investigators to place too much emphasis on extracting confessions from suspects. -- Friday's ruling, the court handed down ① not guilty verdicts to all the defendants, who had been charged with vote-buying, in violation of the Public Offices Election Law. --- F alone was interrogated by police for 737 hours and changed her testimony nine times, repeatedly first admitting and then denying the charges. The police investigators created a set of records every time she changed her testimony. ----In the 1980s, there were several cases in which death row convicts whose rulings had been finalized by the Supreme Court were found ② not guilty in retrials. These cases, and incidents since then, have proved that placing too much

importance on confessions can often lead to suspects being falsely charged. In January, a man convicted in a rape case in Toyama Prefecture in 2002 was found ③innocent after the real perpetrator was found. The man was sentenced to three years in prison and had already finished his term when he was found ④innocent.

この文脈から、“not guilty”と“innocent”とは、言い換えの表現ではなく、別の意味であることがわかる。強制的な自白等に基づく“guilty”という結論のためには、合理的な疑いを超える証拠による証明という「論証型反論」に基づかなければならず、その証明ができなければ、“not guilty”となる。③と④の“innocent”は真犯人が見つかったという「主張型反論」による。香西（2005）は、アリストテレスを引用して、「反論」には、「主張型反論」と「論証型反論」の2つがあるとしている。前者は、「相手が何かが起こったと証明した場合には、こちらは、それは起こらなかったと証明し、もし相手が起こらなかったと証明した場合には、起こったと証明する」ものであり、後者は、「相手の結論が正しい推論によって導かれたものでないことを、或いは、その前提になんらかの誤りが含まれていることを明らかにする」ものである。日本語の「有罪」と「無罪」は「矛盾関係」にあるが、英語の“guilty”と“innocent”とは「反対関係」にある。山下によれば、前者は、強い選言であり、ともに真でも偽でもありえない。例えば、「この自然数は奇数だ」と「この自然数は偶数だ」の関係である。自然数は、奇数か偶数かのどちらかであるからだ。後者は、ともに真でありえないが、ともに偽であり得る。例えば、「気温が上がる」と「気温が下がる」であり、気温が上がりも下がりもしない場合があり得るからである。上記で言えば、“guilty”でも“innocent”でもない、“not guilty”があり得る。日本語の「無罪」は、英語の“not guilty”と同値ではない。「無罪」は、「有罪でない」という意味であり、さらに“not guilty”であるための必要条件ではあるが十分条件ではない。逆に、“not guilty”は「無罪」であるための十分条件となる。有罪、無罪、not guilty, innocent, guilty は次のように図示できる。



従って、[Sample 5] の誤りは、「反対関係」にある“guilty”と“innocent”を「矛盾関係」と捉えたことにある。米国の陪審員 (jury) 制度は、与えられた証拠により論証をする「論証型反論」に基づく。陪審員制度で、陪審員を納得させうるのは、“not guilty”という論証型反論であり、“innocent”という主張型反論ではない。次の陪審の評議を描いた戯曲『12人の怒れる男』の第2号陪審員に第8号陪審員が反論し、第2号陪審員がその反論を受け入れる場面は、陪審員は、「主張型反論」ではなく、「論証型反論」に終始すればよいという結論の根拠となり得る。次にその場面を引用する。

## [Sample 7]

No. 2: (Timidly) “Oh, Well… (Long pause) I just think he’s guilty. I thought it was obvious. I mean nobody proved otherwise.”

No.8: (Quietly) “Nobody has to prove otherwise. The burden of proof is on the prosecution. The defendant doesn’t have to open his mouth. That’s in the Constitution. The fifth Amendment. You’ve heard of it.”

No.2: (Flustered) Well, sure. I’ve heard of it. I know what it is. I … what I meant …Well, anyway, I think he was guilty.

この第8号陪審員の発言を額田（2003）の訳で説明すれば、次のようになる。

「(静かに) 無罪を立証する必要はないのですよ。有罪が立証されるまでは、無罪なんですからね。あの少年は被告で、被告は何も証明しなくていいんですよ。発言しなくていいんですよ。これは憲法で保障されていることです。修正箇条第5条でね。---

この第8号陪審員の考え方を、高山（2008）は、裁判員制度の基になっている「無罪推定の原則」と紹介している。「疑わしきは罰せず」を意味する。「無実」という用語は、大河原（2009）によれば、「罪をおかしていないのに罪があるとされることで、濡れ衣の意味に近い」とされるので、“innocent”と解釈できる。何故なら、“innocent”は、主張型反論であるからである。その前提は有罪判決であり、陪審員制度の無罪推定の原則と矛盾する。“Innocent”というスキーマは、「DNA鑑定等で真犯人が逮捕される」という確固たる証拠がある場合に限定される。[Sample 5]の誤りを、仮説演繹法で説明すると、「無罪推定を原則とする裁判員制度での評決が、“innocent”かまたは“guilty”で行われる」という仮説が真とすれば、“innocent”は論証型反論をするという意味になり、矛盾する(“innocent”は主張型反論である)。従って、この仮説を否定して、“innocent”ではなく“not guilty”を使わなければならないと結論づけられる。

### 3.2.2. 大臣・長官就任の必要条件としての議会承認の有無に関する日米の違い

2008年12月4日発売の読売新聞は、[Sample 8] ようになっていて、これに関連する、[Sample 9] の英文記事を読めば、上記の日本語は必ずしも的確な報道でないことが証明される。

## [Sample 8]

リチャードソン氏は、バイデン次期副大統領、ヒラリー・クリントン次期国務長官に続き米大統領選の民主党予備選をオバマ氏と争った人物としては3人目の政権入り。

2008年12月5日の英字新聞 (*The Daily Yomiuri*) の記事によれば、第44代アメリカ大統領として選出されたバラク・オバマ氏は、商務長官としてビル・リチャードソン氏を指名した。氏は個人事情から指名を撤回してしまったが、氏の長官就任に、上院の承認が必要であった事情を、次のように伝えている。

## [Sample 9]

Richardson’s nomination brings to three the number of former campaign rivals Obama has welcomed to his team. Joe Biden is the vice president-elect, and Hillary Clinton will be the next secretary of state, pending confirmation by the Senate.

上記下線部は、「上院本会議での承認が必要」と書かれている。[Sample 8] で紹介した読売新聞の記事は的確でないことを、仮説演繹法で証明する。「この新聞が発売された

12月4日に、ヒラリー・クリントン氏が次期国務長官として政権入りしている」という仮説が真とすれば、2008年12月4日までに、上院本会議でのクリントン氏の承認が終了していなければならない。しかしながら、クリントン氏が承認を受けたのは、2009年1月21日であり、真実と食い違う。従って、2008年12月4日の新聞記事である、「ヒラリー・クリントン氏は国務長官として政権入りしている」は偽である。[Sample 8]の誤りは、日米の大臣・長官就任におけるconfirmationの有無が発端である。

### 3.2.3. アメリカ大統領選挙結果 (Electoral College vote と popular voteの違い)

2008年11月6日付けの読売新聞には、「共和歴史的な大敗—米大統領選」という見出しの記事が次のように掲載されている。

[Sample 10]

「米大統領選で、ブッシュ政権を支えてきた共和党は、5日未明までの集計で獲得選挙人数が民主党の半分以下にとどまり、同時に行われた上下両院選挙でも大幅に議席を減らす歴史的敗北を喫した。-----」

この記事にある、「上下両院選挙でも-----歴史的敗北を喫した」から、「大統領選挙も歴史的敗北を喫した」という命題が含意されている。2008年11月6日の*The Daily Yomiuri*は次のように報じている。

[Sample 11]

Obama won at least 338 Electoral College votes, far more than the 270 he needed. With the results in from more than three-quarters of U.S. precincts, he led McCain by 52 percent to 47 percent in the popular vote.

*Election Center 2008*によれば、選挙人はオバマ365対マケイン173であるから、オバマの圧勝とも解釈できるが、一般投票数はオバマ69,492,376票(53%)対マケイン59,946,376票(46%)である。米国大統領選挙は、候補者の選挙人の数で勝敗が決するため、それだけが注目される傾向がある。この選挙人は、各州での勝利した候補者がすべての選挙人を獲得する勝者総取り制度(winner-take-all)という日本にはない制度であるため、この差は一般投票数でも同じであるような錯覚を、日本人読者に与える可能性がある。従って、このメディア報道は、必ずしも的確であるとは言えない。これを仮説演繹法で説明すれば、「2008年アメリカ大統領選挙ではオバマが圧勝した」という仮説が真とすれば、一般投票数が、オバマ53%対マケイン46%という7%の差(2008年11月6日の*The Daily Yomiuri*によれば5%の差)であったという真実と矛盾する。従って、この仮説は必ずしも真ではない。

## 4 結論

日本語の「無罪」というスキーマを、英語の“innocent”のそれに転用する誤り(日本語の「無罪」と「有罪」は「矛盾関係」にあるが、英語の“guilty”と“innocent”は「反対関係」にある)や、日本の大臣就任時に“confirmation”が不必要であることや選挙結果の読み方に基づいて、アメリカのそれを解釈する誤りを、英語と日本語のメディア報道の仮説形成的分析によって明らかにする。その仮説形成した結論と真実のギャップに基づいて、その仮説を偽とすることが仮説演繹法である。この仮説演繹法を、英作文授業における誤りの説明やメディア言説を読み解くことに利用することが出来る。何故なら、仮説演繹法は、形式妥当性の対偶を援用しており、順命題が真であれば、対偶命題が真であることはすでに証明されているからである。

## 参考文献

- 大河原真美 『裁判おもしろことば学』 東京：大修館書店 2009
- 香西秀信 『反論の技術』 東京：明治図書 2005
- 高山俊吉 『裁判員制度はいらない』 東京：講談社 2008
- 戸田山和久 『論文の教室』 東京：NHKブックス 2003
- ハーバード・W・S & イラーナ・S 『外国語教育リサーチマニュアル』 東京：大修館書店 2004
- 平尾始 『図解雑学 論理学』 東京：ナツメ社 2005
- 平柳行雄 「法廷審理と陪審評議場面を教材として利用した論証型反論力の向上」  
『大阪人間科学大学 紀要』 第8号 2009
- 山下正男 『論理的に考えること』 東京：岩波書店 2006
- ゼックミスタ, E. B. & ジョンソン, J. E. 宮元博章他訳 『クリティカルシンキング 入門編』 京都：  
北大路書房 2007
- ローズ, R. 額田やえ子訳 『12人の怒れる男』 東京：劇書房 2003 「クリントン氏が新国務長官に就任  
上院の承認受け」
- <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20090122-000000000-cnn-int>
- 「死刑 絞首明治以来続く」 読売新聞 2008年10月5日
- 「司法新時代 裁く体験(2) 疑いと確信の線引き」 読売新聞 2009年4月12日
- 「司法新時代 裁く体験(3) プロとずれ生む専門用語」 読売新聞 2009年4月14日
- 「商務長官リチャードソン氏—オバマ次期大統領、予備選挙ライバルまた起用—」  
読売新聞 2008年 12月4日
- Rose, R. *Twelve Angry Men* 東京：開文社 1995
- Ichikawa, Y. & Serafin, P. *Get It Write* 東京 Kirihara Shoten 2007
- “Court Ruling Puts Spotlight on Public” 25 Feb. 2007 *The Daily Yomiuri*
- “Ex-gang Leader Executed in Cali.” 14 Dec. 2005 *The Daily Yomiuri*
- “New Mexico Governor Repeals Death Penalty in State” -CNN.com 19 Mar. 2009
- “No Detail Too Tiny for Lay Judges” 23 Apr. 2009 *The Daily Yomiuri*
- “Obama Makes History” 6, Nov. 2008 *The Daily Yomiuri*
- “Obama Picks Richardson for Commerce Post” 5 Dec. 2008 *The Daily Yomiuri*
- “Views Vary on Advisability of Overturning Death Sentences” 5 Mar. 2009  
*The Daily Yomiuri*